

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成18年4月7日

盛岡地方振興局長 千葉英寛

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社ジョイス
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイス東安庭店 盛岡市東安庭一丁目17番1ほか
- (3) 変更しようとする事項 駐輪場の位置
- (4) 変更する年月日 平成18年11月21日
- (5) 変更の理由 店舗配置変更のため

2 届出年月日 平成18年3月20日

3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所